

審査基準表

審査項目	審査内容	配点	総合
内容構给力	・先島諸島国民保護の食事提供の目的や趣旨を十分に理解しているか。	15	35
	・避難住民、行政、店舗、県民それぞれの視点に立った設計がなされているか。	20	
技術力・独創性	・提案内容に独創性、工夫や知見はあるか。	10	10
提案内容	・食事提供単価スキームは実現可能なものとなっているか。	10	40
	・店舗管理および情報提供スキームの構築は、具体的で様々な場面を網羅されているか。	10	
	・食事提供スキームの設計は実現可能なものになっているか。 ・避難住民のスマホ所持やリテラシーに応じた提案になっているか。	10	
	・提示された事務局運営経費および想定単価の妥当性があり、過剰な経費がないか。 ・相談窓口の体制は実現可能なものになっているか。	10	
運営・管理体制	・プロジェクト責任者および事務局の実施体制・指揮命令系統が明確か。 ・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	5	5
経済性	・過度なシステム構築費用を避け、既存ツール等の活用によるコスト抑制がされているか。	5	5
実績	・本業務を受託するに相応しいサービスの運営実績があるか。	5	5
合計		100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 審査項目の重要度に応じて係数による補正を行う。
- (3) 全ての委員の点数を集計する。
- (4) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (5) 委員の合計点数が最低基準点である300点(満点500点×6割)以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (6) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点(満点500点×6割)以上になったとき、その参加者として決定する。

【評価基準】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案